

平成25年度第1回芦屋市スポーツ推進審議会

日 時	平成25年11月25日(月) 16:00~17:30
場 所	芦屋市立体育館・青少年センター2階・大会議室
出席者	会 長 岡田 明 副 会 長 西田 俊一 委 員 中村 整七, 野島 寛, 比嘉 悟, 古津 純子, 山口 泰雄, 金山千広, 大崎 洋二, 徳田 直彦, 丹下 秀夫, 中島 かおり (1名欠席) 事 務 局 福岡 憲助教育長, 中村 尚代社会教育部長, スポーツ推進課職員(権藤 弘之課長補佐, 寺本三恵子指導主事 木戸 秀行指導主事, 大西 貴和主事補)
事務局	社会教育部 スポーツ推進課
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	0人

1 開会

2 岡田会長挨拶

3 福岡教育長挨拶

4 議事

- ・委員 11名(野島委員は途中から出席)の出席により審議会条例第6条第2項の規定により, 本審議会成立
- ・情報公開条例第19条(会議の公開)の規定により議事録等公開を確認

(岡田会長)

それでは, レジメによりまして, 以後, 私が進行させていただきます。

芦屋市のこのスポーツ推進につきましては, 私がかねがねさまざまな仕事で発言させていただいておりますが, 非常に最先端を行っております。ご承知のとおり国の方針を決められ実行に移されると, すぐ兵庫県が全国に先駆けて基本計画などを策定されています。そのすぐあとに芦屋市が兵庫県内の先頭を切って行動される。そういう意味では, 芦屋市(教育委員会), 担当のスポーツ推進課, 本当に素晴らしい仕事をされているといつも感じております。その根底は, ここに今日, 委員としておられる山口先生が出席されておられますが, 彼をご承知のとおり国の中教審委員をされています。国の施策決定のもっとも近いところで常におられますので, その発信が兵庫県に行き, そして芦屋市にいち早く情報が伝わってきます。そういうことで前につくりました芦屋市のスポーツ振興計画なんかも兵庫県で一番早く市町村の中で一番早く出されました。それに基づいて実施計画をつくれ, 芦屋市がその方向に動いている。非常にいい状況で, 今回また, と言ったら失礼ですが, 芦屋市のスポーツ推進計画がまとまったということでございまして, このスピードたるや本当に素晴らしいものがあると, いつも関心しております。本当に事務局の皆さんのご努力をいつも感謝いたしております。そういうことでございまして, 芦屋市はそういう形で非常に最先端をいっているということを十分ご理解いただいた上で, 今からこの議事1の芦屋市スポーツ推進実施計画(中間まとめ)につきまして, 事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局:権藤)

はい, わかりました。本来は木高課長がご説明するところですが, 本日, 欠席しており, 代理ですけれども, 私の方で説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、仮称でございますが「芦屋市スポーツ推進実施計画、あしやスポーツ文化・アクションプラン」という名前で、この計画については、来年26年3月を目途にまとめていきたいと思っております。

目次の方をご覧くださいませでしょうか。1週間前に事務局でまとめさせていただいた計画案につきまして、その後この5日の間に3度ほどの庁内の課長会議であったり、部長会議であったり、トップのご指摘もいただきながら進めており、計画の内容はほとんど変わっておりません。章立てであったり、より具体的にしていこうということでご指摘があったものですから、1ページから38ページまでのまとめ方については少し変更させていただいております。よろしく申し上げます。

まず、第1章の計画の概要ということで、ここでは1番のスポーツの「意義」と「定義」について、1週間前の資料では明記していませんでしたが、やはり一般の方が見る場合が多いため、スポーツとは何ぞや」というところを簡単にやさしく書ければということで、近隣の自治体等々の計画等も見せていただいて、まず、意義と定義についてまとめさせていただきました。特に定義につきましては、旧法のスポーツ振興法第2条の定義をやわらかく書いております。

それから、2つ目の趣旨につきましては、1ページぐらいのボリュームがあったわけですが、もっとわかりやすく書こうということで、こういうふうな文章にさせていただきました。旧法であります芦屋市スポーツ振興基本計画に基づいて、市民一人一人がそれぞれの年齢や体力、目的や好みに応じていつでもどこでも気軽に運動スポーツを継続して実施できるよう、障害スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできた芦屋市スポーツ振興、スポーツ推進実施計画でございますが、これまでの取り組みを基本と据えつつ、国のスポーツ基本計画、兵庫県スポーツ推進（実施計画）を参酌し、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、芦屋市が目指す全ての市民、スポーツ団体、学校（大学等）、民間事業者、行政等が参画し、支え、連携協働を推進し、芦屋スポーツ文化をつくるための目標や道筋を示す計画として策定したと書いておりますが、これは3月の段階でございますが、こういうふうな形で趣旨を上げさせていただきました。

3の目標は、ライフステージに応じたスポーツの推進。これは子ども、成人、高齢者、障害者、それからアスリート等のそれぞれのライフステージに応じたスポーツの推進、そしてスポーツ文化、それから支えるスポーツ、ボランティアであったり、指導者であったり、そういうふうなスポーツの推進。そして4の連携協働の推進を目標として進めていきたいと思っております。

2ページをお開きください。4でございますが、この計画につきましては、24年度に旧計画が終了いたしました。この1年をかけて答申をいただいて、26年度から10年間の計画の期間にし、5年間を前期、以後の5年間を後期として、なお、前期終了となる30年度には社会情勢の変化等も考慮して計画の見直しをし、後期の実施計画のための見直しを進めるというふうな形でございます。計画の構成につきましては、目次をご参照していただけたら幸いです。

6の計画の策定体制でございますが、去年24年10月に市民意識調査を実施し、それを基に市民のスポーツの現状や、課題をこの調査で明らかにしております。

そして、4ページでございますが、調査とあわせまして教育機関であったり、関係部署であったり、スポーツ団体、地域活動団体等々などからのいわゆるヒアリング、資料提供もいただきながら、実態の把握を進めてまいりました。（3）の12月の末には、この計画案を基に市民のほうへパブリックコメントを実施したいと思っております。

4番目（4）でございますが、行政機関の計画策定体制の整備ということで、この10月から芦屋市スポーツ施策推進本部を設置し、主には幹事会という課長会議ですね、関連する課の課長さんに集まらせていただいて、この計画についていろいろご討議いただいております。

それから、市長を本部長とする部長会議、これの本部会議を設けて、先般もちょうど3日、4日前ぐらいですか、会議をもったところでございます。

それから、5ページでございますが、計画策定までの体制と、その流れについてのイメージ像をつくらさせていただきました。

6ページから9ページでございますが、皆様のほうにご提示させていただいた、国、県、芦屋市のスポーツ推進の流れでございますが、やはり芦屋市の計画であるので「市が先に来るのが当たり前だ」というご指摘もありまして、初めは国、その次、県、芦屋市とこういう流れで見たほうがわかりやす

かったかも知れません。しかしながら、芦屋市の計画ということで、先、芦屋市のスポーツ推進の流れ、そしてそのあとに国、県の流れをご提示させていただきました。時間の都合で全部、読むと時間がかかってしまいますので、特に第2章の芦屋市のスポーツ推進の流れにつきましては、第9行目ぐらいですか、新たに市民のためのスポーツ環境を整備することが求められているなどの課題が明らかになったため、平成13年9月に審議会に諮問をして、芦屋市スポーツ振興基本計画を策定いたしまして、24年度にはこの10カ年計画は終了いたしました。その次のステップとして、ことし3月に諮問をさせていただいたことから審議会から答申をいただき、今回のこの実施計画策定という流れとなっております。

第3章は、国のスポーツの推進の流れ。特に7ページの最後のその後、平成23年9月文部科学省大臣から中央教育審議会に対し、スポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画の策定について諮問され、スポーツ青少年文化会に設置したスポーツの推進に関わる特別委員会を中心に審議が進められ、関係団体からのヒアリングやパブリックコメントなどにより幅広い意見を反映しつつ、平成24年3月に答申が取りまとめられました。これに基づいて同年同月に文部科学省でスポーツ基本計画、新しい計画が策定されました。私どもの計画はこのスポーツ基本計画を参酌して、また県の計画を参酌して策定している次第でございます。

8ページ、9ページ。これにつきましても、皆様の資料ではもう少し量が多い資料になっておりますが、この近々の情報として国体以後の計画についてまとめているところでございます。

(2) 兵庫県スポーツ推進計画での新たな出発ということで、兵庫県生涯スポーツ振興計画、旧計画でございますが、実施期間の周期を迎えることから、これまでのスポーツ施策の成果と、課題及び国の動向を踏まえ、今後、おおむね10年間のスポーツ施策の基本的な考えや具体的な方向性を示す兵庫県スポーツ推進計画、新計画が策定することになりました。この計画はすべて県民の興味、関心、適正等に応じて、さまざまな形態「する、見る、支える」で、スポーツに積極的に参画できる環境の実現を目指します。そしてその取り組みを通じてスポーツの意義や価値観が広く県民に共有され、より多くの人々が、スポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合うスポーツ文化を確立し、スポーツ立県ひょうごを実現するため、本県のスポーツ施策の具体的な方向性を示す指針として位置づけられたということで、このスポーツ推進計画を参酌して、芦屋市の計画を策定しております。

それでは、10ページからの第4章でございますが、ここで芦屋市のスポーツ推進の現状、特長、課題となっておりますが、これにつきましても、審議会の答申を重く受け止めまして、現状、特徴、課題を挙げさせていただいております。しかしながらご指摘もあって、現状、特徴、課題と我々の責務はやはりその対応をどうするかであることから、どこの課がどのようにしていくか方向付けたいと考えております。

それから、13ページをお開きください。ここで特に課題のところ「対応」という項目をつくりまして、今後こういう対応をしていこうということで、追記しております。

それから、第5章でございます。第5章は「課題別計画」と言いまして、本市においては、総合計画の中に、それぞれの分野の計画がございます。それは21ページのところに課題別計画との位置関係があり、こういうイメージ図をつくらせていただいております。第4次芦屋市総合計画の中に教育振興基本計画。そして健康増進。障害者福祉。長寿、高齢者のほうですね。それから生涯学習基本構想。そしてこのスポーツ推進の計画が総合計画の中に課題別で設けられております。その課題別の計画の中でも、いわゆる健康づくりであったり、スポーツ推進の施策でございますので、それを担当課にお願いをしまして現状を洗い出し、これからでございますけれど、今後の方向性、できれば今後の具体的な施策があればいいなということで、今、関係課にお願いをしておるところでございます。

それから、第6章につきましては、スポーツ基本法第5条において、決して行政だけがスポーツ推進施策を進めるということではなくて、スポーツ団体等にも努力義務があるということが明記されております。そういう意味では、私たちが現在、一緒にスポーツ推進を進めています、芦屋市体育協会であったり、レクリエーションスポーツ協会、スポーツクラブ21の各クラブ、学校体育系の中体連、そして、芦屋学園はスポーツを通じてのプロジェクトとして阪神モダニズムプロジェクトを進めておられます。こちらの方でも同じように現状を記載させていただきます。また今後の課題として、今後の方向性もまとめさせていただけたらと思います。このことはこれからの作業になります。

そして、第7章は計画の目標と基本的考え方として、1から7までの項目を挙げております。1の基本理念、ビジョン。2の使命、ミッション。3の政策目標。4の数値目標につきましては、答申をそのまま使わせていただいております。特に4の数値目標は、1、週1回以上の実施率が現状は62%というふうなことで、大変高い値が上がっておりますが、それを10年かけて72%に上げていこうということで、この根拠は先ほど作業部会でも大分議論になりましたが、1年に1%上げていこうということで、72%になることを目指します。

2番目、週3回以上の実施率が29%。これもそこそこ高い値であろうと思いますが、これにつきましても、1年に1%アップということで、10年後には39%になることを目指します。

それから、3番目でございますが、未実施率。いわゆるスポーツをしない方へのアプローチとして、今、現在7%の方が、未実施率ということで、調査で出ておりますが、それを10年かけて4%まで下げていこうと考えます。これについては、目標をゼロ%にすべきだというご意見もあつたりもするわけですが、もっと具体的にすべきであろうということから、4%まで落とそうというふうなことで、答申でも指摘を受け、これを尊重したいと今のところは考えております。

4、スポーツクラブ加入率を40%を目指そうということで、このスポーツクラブの定義は、スポーツクラブ21を指すのではなくて、サークル、同好会等までをスポーツクラブと定義しておりますが、この40%になるということは、旧計画も40%を抱えておりましたが、現状は30%弱ぐらいでございます。約10%強のクラブ加入率を目指そうと考えております。

5番目の兵庫一、近畿一、日本一のアスリートを増やすことを目指します。これは旧計画ではございませんでしたが、改めてアスリートスポーツの人口を増やそうということで、この項目を挙げております。これについては毎年進捗状況を調べながら、何か具体的な施策を考えていく必要があると考えております。

5番目、計画の位置づけとして、スポーツ基本法第10条による、この位置づけは、地方スポーツ推進計画として位置づけております。それから国、県のスポーツ基本計画、兵庫県スポーツ推進計画を参照して、本市が取り組むべき対策と、達成しようとする目標を明らかにして、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組むを進めていきたいと思っております。

それから、本市の第4次芦屋市総合計画や関連の個別の計画等の整合性を図りながら、連携を取りながら進めていきたいと思っております。

6番目は、課題別計画との位置関係を示したイメージ図でございます。

22ページをお開きください。これは芦屋市のスポーツ推進体制ということで、今回スポーツ団体、行政・学校等々の連携協働を図るということで、このスポーツ団体等の連携を図りながら、行政がどう推進して、そして、みんなで市民の方々へのスポーツ推進にどう支援していくかというようなことを進めたいという、そういうイメージ図でございます。

それから、第8章でございます。今後の芦屋市スポーツ推進重点施策ということで、皆様の方に1週間前にご提出させていただいた資料につきましては、重点分野が入っておりませんでしたので、資料としてわかりにくいということで、こういう重点分野を進めていくということで、その下段に具体的施策を入れております。1はライフステージ応じたスポーツ推進施策。具体的には子ども、成人、障がい者、アスリート。ファミリースポーツとしては、子どものところに入っております。

それから、2番目のスポーツ文化の推進施策につきましても、身近なスポーツ環境の整備、顕彰制度の充実、スポーツ文化の充実、見るスポーツ文化の充実ということで、具体的施策については、項目を5つ挙げております。

3番目のささえるスポーツにつきましても、同じように重点分野、具体的施策ということで、何項目か挙げております。4番目のスポーツ団体、行政、学校等、大学等における連携協働の推進施策と同じように、重点分野、具体的施策を挙げております。ここで前の資料と少し違うのは、どこがどのように進めるかと具体的にしなければ市民の方がわかりにくいだらうということから、担当課であったり、スポーツ団体であったり、そういうふうな担当領域表記を入れさせていただいております。

最後の参考資料でございますが、これは、まだ未完成でございます。もう少しわかりやすく図を入れたりしながら、参考資料も充実させていきたいと思っております。

以上でございます。

(岡田委員長)

非常に丁寧な説明でありました。皆さんのお手元にさまざまな形で配信されてきたと思います。私の手元にもメールで配信いただいた分から、実は昨日の夜、最新版が家のほうに届きまして、それから慌ててずっと午前中にかけて読ませていただきました。ずいぶん苦勞されているのがよくわかります。その中で、一番やっぱり申し上げておきたいのは、我々が出した答申に非常に基づいておられまして、その上に芦屋市のさまざまな部署、そこの役割とかそういうものを非常に細かく書かれておりまして、非常に具体的な推進実施計画でないかというような形というふうに私は感じました。

それでは、今のご説明いたしまして、何かご質問、あるいはご意見ございましたらお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(大崎委員)

19ページの数値目標がですね、現在62%を72%にすることは、非常に私は高いように思うんですね。これ目標でしたら高い方がいいんだろうと思う。実際にやっぱりできるのかどうかですね。ちょっと私自身は疑問かなというふうに個人的に思いますし、現在の意識調査にしても31.3%しか回答されていない。そういう現状等を考えると、このちょっと目標も高すぎるのかなという個人的には思うだけでございます。

(事務局・権藤)

このことは、審議会の答申を重く受け止め、この数字にしております。

(岡田会長)

私どもの経験からしますと、大体、芦屋市民でこの程度の市民に対して3,000人の調査をいたしまして、それで30%を超える回答、有効回答があったということが調査としては一般的な調査であるかと思えます。出てきた数字はそれなりに県とか、国とかと同じような方向で出てきたつもりですので、芦屋市は非常に高い数字です。62%という数字はもう本当に県が、国が達成目標にするような数字がもう既に出ています。であれば、私たちはこれをさらに上回る。それに1年に1%というようなことで、この数字を出させていただいたわけです。答申にはそんな形で述べさせていただきました。

(西田副会長)

第5章の新しい14ページからのところですけど、これは推進施策という、実際に行っているものですか。

(事務局・権藤)

はい、そうです。

(西田副会長)

4番の教育振興基本計画の中で、小学校体育場所の充実・設立事業。これは文部科学省が行っている「地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト」ということでやっています。体育協会が昨年度の2月に、これの公募があって、ちょっと時間が非常に短かったので応募する間がなかったのですが、今、文部科学省と調整して小学校の体育授業を含めて、トップアスリートも派遣してというようなことを考えているのですが、これはあくまでも単年度事業なんですよ、公募は。これが23年から27年度ということになりますと、こういうのは実際的にアスロンさんが多分やっておられるかと思うのですが、27年までやってよいという分ではないと思うんですよ。拠点クラブというのが一応条件としてなんですけど、そういうことがあれば、ここはアスロンという名前を入れなくて、拠点クラブとの連携によりというふうな方がいいんじゃないかと思えます。またこれになると、アスロンさんに担保与えているような感じになりますし、これはどうかと思うんですけど。

(事務局：権藤)

まず、具体的にいつされているかというに、何年度、それとスポーツNPOぐらいいにさせていただけたらと思います。

(西田副会長)

基本的に文科省の方では、拠点クラブということをおられるんですね。法人格を持った拠点クラブ。拠点クラブというのは、何を持って拠点クラブかというのは、いろいろ審議があるんですけど、気になっていたの、それを使うと文科省の方はどうでしょうか。

(山口委員)

この連携事業は、平成23年度からの他の事業の助成事業で、同じこの推進基本計画の最後の連携協働の推進というふうに、スポーツと地域との連携と協働の推進ということで、23年度から始まった事例で、3年、4年、5年というふうに3年ずつやるとなると続くんですけど。それにこれは手を挙げたところはNPO法人のアスロンさん、拠点クラブというのは、このNPO法人アスロンさんがそれに認められたということで、兵庫県ではこの芦屋市のアスロンさんと、それから播磨町のスポーツクラブ21はります。それから竜野の方もやっております。播磨町は1年ですけど。いろんな状況があるので、拠点クラブというのが、このスポーツクラブ21とかそういう意味であって、芦屋市の場合は、アスロンさんがこの拠点クラブとして受けた。国の正式な決定を受けた。それを市と連携して行っている。こういうことではないかなという。それでもちょっと今は続くことがありませんので、例えば受けている事業が何年度と、もしアスロンさんを入れるのなら、です。

(西田副会長)

このことは体育協会が応募しようと思っていたが、非常に公募が出てから期間が短くて、情報も少なかったの、そのあとずっと来年度26年度以降ということで、いいプロジェクトで、文科省担当の方もぜひ地域でという中で、基本的には3年ぐらいいを位置づけたあと、続けて3年で終わるんじゃないに続けていくということで、ここで具体的にオファーがあった拠点クラブということで、今現状、アスロンさんなんでしょうけど。

(事務局：権藤)

私どもできるだけ具体的に書く必要がございますので、問題があればちょっと担当課とお話ししたいと思います。というのは、私どもの文章ではなくて担当課からいただいた文章ですので、もう少し調整しながら進めていきたいと思ひます。ただ、具体的にやっていることですので、それは明記するのは何も問題ないんじゃないかと思ひますので。

(岡田会長)

それでは、学校教育課にご相談いただひてください。

(事務局：権藤)

それは西田副会長さんに、報告させていただきます。

(岡田会長)

それの方がいいのであれば、ここの部分だけは個別の名前じゃなくて拠点クラブということでお願いいたします。

(事務局：権藤)

了解しました。

(山口委員)

25年度までは、国のスポーツ関係予算が、240億円。東京オリンピックの誘致が成功してから26年度の予算が倍増して480億円。今、概算出していますね。かなりの事業量をになると思います。是非、芦屋市体育協会さんもいろいろ事業されて、こちらにいろいろ持ってくるというのが大事なのかなと思います。また新しい事業を展開してもらえたらと思います。

(岡田会長)

これはトップアスリートを養成する部分と基礎的な小学校を支援するように、今出している部分があるかと思うのですが、一番興味あるのは、これがずっと続くものなのではないでしょうか。

(山口委員)

そこが一番キーポイントで核心をつかれたのですが、法人格をもっている拠点クラブが文科省から補助金をもらいながらトップアスリートを育ててうまく対応して、自分のクラブだけでなく周辺のクラブにも出て行って指導する。さらに小学校体育はほとんど専任教員がいませんので、ここに出て行って担任の先生とチームティーチングがあったりするのですが、小学校の体育の質を上げていこうというような願いで、3年間見ているのですが、あとはこのクラブが元トップアスリートの人を雇用して、そのままやっていけるかどうか、そのぐらいの財務力を持っていく。そこがキーなのです。こういうクラブが例えば播磨町さんみたいに、あそこはNPO法人スポーツクラブ21はりが指定管理者にもなっています。播磨町のスポーツ施設全部の指定管理者がやっていますので、年間予算が今現状2億ありますので、そうすると専任の7人、8人とかいろいろ採用できますので、そのぐらいになってくると経営として成り立ちます。その辺のところにかかってくるのです。

(岡田会長)

国の施策としては、いかがですか。

(山口委員)

どうでしょうか。

(西田副会長)

私ども文部科学省から聞いたのは、大体3年前後を目途にしてそこで終わるのではなしに、やはり継続してそれを受けれるような拠点クラブが望ましいと言っています。

(山口委員)

拠点クラブを300国内でつくるというスポーツ基本計画で明示されています。こういったところが拠点クラブで育っていくし、そのためのいろんな事業支援を行っていくと思います。

(岡田会長)

よろしいですか。

(西田副会長)

はい。

(岡田会長)

他に何かご意見ありませんか。

実施計画の15ページですね。芦屋市の方で、障害者の字ですが、この「害」という字を、障害福祉課では、そのままで開示されている。その下の文章が全て平仮名に変わっていると。素朴な疑問ですけど、いかがですか。

(金山委員)

法律で記載されている「害」が、学校関係は障害の「害」は、基本的に障害児教育というのが出てくるので、法務省から出てくるのは全て漢字なんです。ただ、障害者スポーツ協会もそれにのっとり漢字を併用しているのですが、3月にいったビジョンなんですけど、平仮名になっています。というのは、どういう方向性を持っているかと言ったら、組織とかにかかってくる時は「障害」という漢字になるけども、例えば個人にかかってくる時は、平仮名を併用していこうじゃないかと。ただ、例えば奈良県とかは全部「害」は平仮名なんですけど、大学とかに行っても学校によったら平仮名でいきましょうとかというのがあるので、芦屋市のスポーツ行政の中で、どのように扱っていくかというのを、ここでそれを議論したらものすごい時間かかると思うんですけども、どういう方向でいくかというのをちょっと方向性をもってはどうかと私は個人的に思います。

(岡田会長)

一応、推進計画等の中におきましては、これ平仮名に変えようということで、答申にもそのようにさせていただいております。

(事務局：権藤)

あと、行政的には漢字で。私どもは使うときは平仮名を使っています。ただ、県になってくると全部漢字を使っておられます。だからその資格を明記するときは漢字なんです。障害者スポーツ協会ですので、お国の組織ですので。だからちょっと違和感を感じながら書いているんです。

(中村社会教育部長)

芦屋市の障害福祉課の方針としまして、一応、名詞にかかるようなものは、それもちょうどあいまいなところありますけれども、例えば障害福祉課の課名も変わっておりませんが課名ですとか、それから法律にかかるようなものについては漢字表記で、あと普通の先生のおっしゃられました個人にかかるようなことを表すようなときは「害」は平仮名でというのを、もう5年以上前からそういうふうな方針でしておりますので、こちらのほうではそのように障害福祉課から出てきたものについては、そのようになっているかというふうに思います。

(岡田会長)

他、いかがでしょうか。まだじっくり時間かけてお読みいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

(西田副会長)

同じような質問なんですけど、前に聞いたと思うんですけど、スポーツ団体・行政・学校と今も出ていると思うんですけど「大学等」となっていると思うんですけど、特に「大学等」というのは、何か意味があるのかなと。

(山口委員)

この記載が、スポーツ基本法の第7条にスポーツ基本法の理念を推進するために、国と地方公共団体スポーツ事業者、学校等というのが書かれて、こういったところが連携・協働を含めて、理念を推進していく。こういうふうにならべていくと、そういう意味では、学校等だけではどちらかというところ、小・中・高、この辺をイメージしますので、いろいろ協定とかを見ていると中に大学等の連携も載っていますし、芦屋市の中でも、今、芦屋大学ありますし、そういう意味では、学校等として一般的な小・中・高とイメージじゃなくて、大学等を総称してそういう書き方です。

(西田副会長)

このことと関連してないんですけど、6章のスポーツ団体・学校における主なスポーツ推進施策ということで、5番の芦屋学園さんの阪神モダニズムプロジェクト、体育協会も後援をさせていただい

て、できればうまく地域と連携していただきたいなと思っているのですが、この我々のこの会議の中で、アクションプランの中で地域にある学校、芦屋学園だけのものを取り上げているというのは、この事業自体は個人的にはいい事業だと思うのですが、他にも甲南高校等があるのに、なぜ芦屋学園だけなのか。

(事務局：権藤)

このことについては、現状のところでは芦屋大学がスポーツを通じて教育研究社会貢献を進めるため、文部科学省事業の拠点整備事業（大学CO²事業）の取り組みを始められました。これにつきましては、地域にスポーツを通じて地域に貢献しようという事業でございます。それに関わって当然その地元の自治体との協定と言うのでしょうか、連携と言うのでしょうか、この連携というところのお墨付がないと文科省とのその事業の展開ができないということから、トップの方のご判断もいただいて、芦屋大学との連携の申し入れに対して芦屋市は受託をさせていただきました。そういうような特化事業でございますので、当然、芦屋市としては、このモダニズムプロジェクトについては明記する必要があると考え載せさせていただいております。

(西田副会長)

芦屋市と芦屋学園さんがそういう協定を結んでおられるのですか。

(事務局：権藤)

協定というか、連携をこれからしようということで、具体的にはこれからでございます。

(比嘉委員)

国には、芦屋市とこういう連携を結んで、スポーツを通じて教育研究社会貢献を進めるために申請しています。

(西田副会長)

答申をつくるときにはそのこと出てなかった、今日初めて聞いたのですが、協定結ばれるのであればそれで仕方ないのですが、どういう内容かもわかってないので、これについてここの委員として責任を持てる範囲ではないと思うんですけど、これはノーということになしに、ただこの基本計画策定までに、こういうところでこれを載せるのがいかなものかなという話です。

(山口委員)

答申は教育長が信任を受けて、本スポーツ推進審議会が答申したんです。それを受けて今回は、芦屋市（教育委員会）がアクションプラン、推進実施計画を出してきたのです。これは我々の答申とはまた別のそれを受けての推進実施計画です。

(金山委員)

例えば、先ほどのNPO法人アスロンさん、芦屋学園さん。こういうものにお名前が載ってくるとするのは、パブリッシング、非常に上がってくるという関係を持ちます。その辺の考えというのは、少し精査して、例えば議事録でこういう話が出た、こういう意見があった、と記載していただきたいと思います。

(野島委員)

たまたま大学の職員をしております、うちの大学でも市の拠点事業、補助金を申請するんですけど、当たらなかつたらできないですね。そういうものをここに入れるのはちょっと馴染まないんじゃないかなと思います。

(比嘉委員)

皆さんで審議してもらい、ふさわしくないとっておられるならば、私が言った意見（提案）でも何でもありませんので、私ども芦屋学園の関係者として皆さんの意見が出てるので、また審議していただいて結構です。

(中村社会教育部長)

もちろん比嘉先生の方からお願いされたわけではありませんので、今こちらに用意しております6章の分については、これからやっていこうとする方向性もありますが、行政と連携協働をやっている現状をここで書かせていただいております。ですので現在、芦屋市に深く関わっていただいているところを主に書かせていただいたというようなことでございますけれども、今いただいておりますご意見でございますので、事務局の方で、再考をさせていただけたらと思っております。

(比嘉委員)

今、おっしゃるような市と連携というのはあると思うのですが、うちの拠点事業としての国の申請は落ちているんです。

(岡田会長)

今、いろんなご意見をいただきまして、今、金山委員からありましたように、当然、発言いただいたことを記録にとめさせていただきます。

(事務局・権藤)

済みません、逆に1から4の団体についてはどう考える必要があるんでしょうか。体育協会、レクリエーションスポーツ協会、スポーツクラブ21、中体連のことです。

(野島委員)

5番だけが芦屋学園の取り組みを載せているから違和感がある、4番までは別に違和感ない。

(山口委員)

名前があるから違和感あると言われましたが、事実として芦屋市さんと芦屋学園さんが連携・協定が結ばれているかどうか、あったとしたら事実ですから。出しているも全然おかしくない。なくてここで芦屋学園のPRするというのもおかしい。ここははっきりしとかなないと。

(比嘉委員)

モダニズムプロジェクトについては、今、うちがやっているのは、一応出したのですが、選ばれていませんでした。市との連携はやっていますが、別にこれを出してもらおうとか、そんなこと全然ありませんので、もう削ってもらったほうが、誤解されるかも分かりませんので。

(山口委員)

事実を出してもらおうということです。

(事務局：権藤)

もう少し私どもも現状把握して、その文字についてはまたご提案させていただきます。

(岡田会長)

それでは、皆さんの方からずいぶん意見がありましたが、推進実施計画策定において、十分、事務局からご配慮いただきますようお願いしたいと思います。

それでは、一応、今の件につきましては、次の策定日程の関係もございまして、これで終わらせていただきます。第2の芦屋市スポーツ推進実施計画策定までの日程案につきまして、お手元に資料

があるかと思えます。事務局からの説明をよろしくお願ひします。

(事務局：権藤)

それでは、芦屋市スポーツ推進実施計画策定までの日程、予定でございますが、7月5日には教育委員会に議題として経過報告、調査結果等の報告、答申の報告をさせていただきました。11月20日、11月22日、これは庁内の推進本部のいわゆる課長会議と言われる幹事会。それからトップを含む本部会議を2日にかけて行いました。これについては経過報告、調査結果の報告、素案を報告させていただきました。本日、11月25日第1回の芦屋市スポーツ推進審議会経過報告、中間まとめの報告をさせていただいております。12月4日、議会の民生文教常任委員会で経過、原案として中間まとめの報告をさせていただきます。同じく12月6日、教育委員会に中間まとめを報告させていただきます。それを受けまして12月26日から約1カ月パブリックコメントを実施させていただきます。中間まとめを公表し、市民の意見をいただくことになっております。2月、第2回の推進本部幹事会、推進本部本部会。これにつきまして計画案ということで、この辺ではほとんどできあがっている状況でございますが、報告し、この推進本部の中で、素案、計画の決定をし、そして2月中に第3金曜日になろうと思ひますが、教育委員会に議題として挙げ、計画の報告。そして承認をいただくことになっております。3月、2回目のスポーツ推進審議会を開きまして、計画の報告という形になりますが、それまでに各委員さんの方で少しご意見もいただきながら、修正を進めていきたいと思っております。3月には議会の民生文教常任委員会。これにつきましても計画の報告という形で、3月末には印刷物、成果品として印刷物を作成して、3月末には配布できるような形をとらせていただけたらと思ひます。ただ、カラーで印刷したいところがございますけれど、大変予算の状況も厳しいものがござひますので、白黒の冊子になるのかなというふうな状況でございます。これはこれからの交渉になるのですけど。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(岡田会長)

今、説明をいただきました。非常に何か市としては、重くこの計画を策定されているということがよくわかります。2月の中旬ごろに決定されまして、また教育委員会で承認を得て、3月中にスポーツ推進審議会に計画の報告があるということで、今、ご説明いただきました。何かご質問ござひますでしょうか。

(中島委員)

20日、22日の幹事会、本部会が開かれて、25日に本日の審議会まで時間がないわけですね。その日程と事前に配布されていた資料と今回新しく私がいただいていたものと、大きく内容が変わっていて、それを本日新しく始めて拝見したわけなんですけど、それは関連があるのですか。

(中村社会教育部長)

20日、22日の幹事会、本部会へも事前配布の資料に本日と同じ内容のもので出していたのですが、行政としての実効性を伴う計画になるので、そこのところについてはもう少し細かくどういう方法でどこまでやるんだ、とうことをきちっと示さないといけないというようなことを幹事会でもたくさんご意見いただき、そこで修正し、また、本部会に持って行って、本部会でもまた、たくさんのご意見をいただきまして、そこから、本日迎えるにあたって、もう少し良いものを出していこうということで詰まっている日程の中で内容の変更を行ってしまったんですが、当初はもう少し安易に考えておりました、最初つくったものでいけると思っており、甘い日程の組み方をしておりましたので、内容を変更する必要が生じると日程的に著しくなってしまったんですけども、でも、ご意見いただくたびに非常に良いものに変わっていくというのをすごく実感しております。今日いただきましたご意見もまた、さらに再考させていただいて、今度は民生文教常任委員会で、市民の皆様公表するまでに代表である議員の皆様にも所管の事務調査としてご報告させていただくわけですけども、それもまた、中間まとめでありますので、まだこれからパブリックコメントをする中で、市民の方のご意見もいただくことにもなりますので、1月以降、形がぐっと変わってくる可能性もあります。最初、権藤

が説明させていただいておりましたように、まだまだ、手を加えたいというところも書きぶりとしてもございます。趣旨は変わらなくても、もう少し見やすい状況にしたいということもありますので、形としては変わっていくかと思えます。最終、3月ごろにスポーツ推進審議会でご報告となっておりますけれども、委員の皆様方にもたくさん見ていただきたいと思っておりますので、是非とも、パブリックコメントをやってる間でも、きょうご意見が出尽くしたとも思いませんので、さらなるご意見をいただけたらと思っております。

せっかく作るのですから、良いものに仕上げたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(中島委員)

良いものを作っていくという思いはすごくよくわかりますし、それは皆さん同じ思いだと思うのです。ただ、これ事前に私いただいているのですね、資料として。事前にいただくということは、やっぱりそれなりに目をとおして、私としてもこの審議会の委員というものは、非常に重く受け止めているんです。今日いきなりいただいたということで、やはり委員としては、そのあたりどう違うのかなということで意見を言えなかったんですけども、それが言いたいわけではなくて、やはり委員の中で、その事前に新しいものを既に持っておられる方がいらっしゃるということだったので、やはりそのあたりは是非、委員の中でも資料の配布時期のタイムラグが温度差のないようには、是非、取り組んでご努力をいただきたいなというふうに思っていますので、その点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう1点ですね。今日の開催、審議会の開催について、ホームページの告知がなかったように思いましたので、その点についていかがでしょうか。

(中村社会教育部長)

申し訳ございません。2点、今、ご注意受けましたけれども、最終的には昨日の晩にできあがっておりまして、議会については議会事務局のほうへメールで配信させていただいていたんですが、それも前日見られたのは、当日というふうになっておりますので、時間が全然間に合っていないというのは、言われるとおりに思っております。同時にというのは心がけたつもりだったんですけども、メールで配信できなかった方については、冊子でという形で昨日の晩にということになっておりますので、少しタイムラグが生じてしまいました。申し訳ございません。

(山口委員)

今回、諮問の柱が4つありまして、この中の1つが最後ところにスポーツ団体、行政、学校等における連携・協働・推進ということで、25ページの重点分野で、この中に行政内の連携協働の推進というのがあります。「やっぱりやってほしいよね」という意味で、あえて書こうという感じで書きました。そうしましたら、先ほど説明があったように、ちょうど5ページに、市長、本部長、副市長及び教育長を副本部長として、芦屋市スポーツ施策推進本部がもうできたと、非常にスピーディーに対応していただいたなと思っております。兵庫県は、兵庫県スポーツ推進本部持っていますけど、県内の市町でつくっているところはないでしょう。恐らく初めてなんじゃないでしょうか。非常にスピーディーに対応していただいたなというふうに思っています。それで、5章の他のところのいろんな部署の情報も出していただいて「ああ、こういうのをやっているんだ」ということがわかりましたので、今度の新しいスポーツ推進審議会のときには、ほかの事業、他の部署もこういう事業をやりますよという情報を出していただきたい。そうすると両方の共有ができますので、新しい概算要求をするときには幹事会でできるだけ無駄が重複しないような感じがします。また、連携できるような、そんなふうこれから進めていただければと思います。

(金山委員)

こういう機会がないと伺えないので質問します。表記でトップアスリートじゃなくて、アスリートという表記になっている。すごいわかりやすい表現があって、23ページ、アスリートでその前にな

んか小学校のアスリート，中学校のアスリート，大学のアスリートではなくて，トップアスリートではなくて，アスリートというふうな表現にしたのはどうしてかなというのは，じゃあ何を持ってトップアスリートとするのかなというのがちょっとあって，それは国際競技力の向上につながるものがトップアスリートとなるのか教えていただきたい。

(山口委員)

それも大分議論したことを「競技力の向上」というところをどういう表現にしようかというところで国の基本計画だとトップアスリートとか使いますけれども，国の計画みたいにオリンピックを目指すとか，金メダル関係とかですね，そういうところまでは考えない。そういうところはやっぱりアスリートとして，芦屋市で目指そうという具体的な目標があったと思いますけれども，兵庫一，近畿一，日本一とか，こういうナンバーワンをこういう具体的な目標を出した方が，兵庫県は国体8位以内，県民は全然ぴんとこないのも，もっとわかりやすくしようと，やっぱり兵庫一，近畿一など，あんまりトップにあまりこだわらなくても，トップスポーツとかつては生涯スポーツを別々にしてしまったので，競技スポーツとは，トップスポーツ，オリンピックだけじゃない。生涯スポーツはもう勝ち負けなしでいいんですと，あまりにも分かれすぎたんで，そういう意味では表現をはずして，できるだけ誰でもアスリートになれること，目標の高いところもここにありますよと，こんな意味で今回はちょっと外した経緯となりました。

(金山委員)

ありがとうございました。

(事務局：権藤)

年代別での競技大会は大変増えてまいりまして，芦屋市の中でもご婦人の方が大変盛んに活動されていますが，80代の部とか90代の部というのはあまり聞かないですけど，80代の部で兵庫県1位の方もおられたりもしております。そういう意味では，状況把握をしながら，我々支援していきたいなと思っております。

(岡田会長)

以上で，一応，本日本日予定されている議事は終了いたしました。2点しかございませんでした。この際，委員の皆さん方の中で何かご意見等ございましたら，あまりこの審議会が数ございませんので，何かご意見ございましたらどうぞ。おっしゃっていただければと思います。

(西田委員)

済みません，手短に。芦屋市は行政で素早くそういうスポーツ推進ということを考えてくれることに大変期待しているのですが，障害者スポーツとかいうのは，現場ではたらいまわしにされている現状がある。部長会だとか，課長会だとか評議会にならずに現場第一に考えていただいて，やはり障害者をするスポーツと言っているのですが，我々一緒にやりたいんですけど，場所がなかったりいろんなことがある。その辺は委員さんも含めて，芦屋のスポーツは健常者だけじゃなしに障がい者，これから高齢者スポーツもありますし，一緒になって考えるような環境を実現させていきたい。

(岡田委員長)

それでは，一応，本日はここで終了させていただきます。少し時間が当初の予定しておりました時間より長引きました。

それでは，進行を事務局にお返ししたいと思います。

(事務局：権藤)

たくさん貴重なご意見いただきましてありがとうございました。

それでは，お礼のごあいさつを中村社会教育部長のほうから申し上げたいと思います。

(中村社会教育部長)

本日はどうもお忙しいところお時間並びに貴重なご意見いただきましてありがとうございました。

熱心な審議を重ねていただきまして、この審議会の委員の皆様方のそうそうたるお名前とお顔を拝見して、改めまして、この会が格式の高さを感じました。山口先生並びに学識の方もいらっしゃって、議長、副議長が出てくださっている審議会を私は初めて見ました。このような審議会をここで開かせていただいて、非常に光栄に思っております。今回、本当に不手際で、間際でこのような大量な資料を失礼ながらも事前にお配りさせていただき、見ていただけるお時間も取っていただくこともできなかつたり、本当にそこにつきましては、所管としましては非常に深く反省しております。不手際につきましてお詫びさせていただきたいと思っております。今後はそのようなことがないようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はお足元も悪い中、長時間お時間を取っていただきましてありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

また、このあとパブリックコメント等をしている期間もございますので、何かお気付きの点がございましたら事務局の方まで、是非ご連絡いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(事務局：権藤)

これもちまして、平成25年度第1回芦屋市スポーツ推進審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。